

高浜市障害者地域自立支援協議会本会議委員（令和8年度）

事業所名	氏名
（学識経験者）	
日本福祉大学 工学部 工学科 教授	コダマ 兎玉 ミシロウ 善郎
（サービス事業者）	
たかはま障がい者支援センター	アベ ケイコ 阿部 恵子
授産所高浜安立	イシモト アサミ 石本 麻美
高浜市社会福祉協議会 ヘルパーステーション	サイトウ マキ 斎藤 真紀
地域活動支援センター あおみJセンター	ミズノ ヒロアキ 水野 啓章
（当事者・親の会）	
高浜市身体障害者福祉協会	サトウ ハツコ 佐藤 初代
高浜市手をつなぐ育成会	ツツキ クミコ 都築 久美子
（地域支援）	
高浜市 民生・児童委員協議会（障がい者福祉部会 部会長）	カワスミ カネカズ 川角 金和
（保健・医療・労働）	
医療法人 成精会 刈谷病院	ミズノ ミカ 水野 美香
高浜市 福祉部 健康推進グループ	サトウ ユウキ 佐藤 優貴
高浜市教育委員会 学校経営グループ	ニイミ ナオコ 新美 菜緒子
高浜市 こども未来部 こども育成グループ	トクナガ サヤカ 徳永 紗佳
愛知県立安城特別支援学校	イシグロ マリ 石黒 真里
刈谷市立刈谷特別支援学校	ナガサカ トシユキ 長坂 利幸

（オブザーバー）

西三河南部西 障害者就業・生活支援センター 「くるくる」	カワムラ ケンジ 川村 顕治
西三河南部西 地域アドバイザー（カサマイ～相談支援事業所～）	ヤマキタ ユウスケ 山北 佑介

敬称略

高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

高浜市障害者地域自立支援協議会

障害者団体・親の会・サービス事業所・民生委員・学校・保健・医療（病院）・社会福祉協議会
基幹相談支援センター・介護障がいG

障がい児事業所連絡会

サービス事業所
基幹相談支援センター
相談支援事業所
介護障がいG

障がい福祉サービス
事業所連絡会

サービス事業所
基幹相談支援センター
相談支援事業所
介護障がいG

運営会議（事務局会議）

市・基幹相談支援センター

相談支援会議

基幹相談支援センター
相談支援事業所

くらし安心ネット

（地域生活支援拠点）
基幹相談支援センター
介護障がいG

部 会

児・家族部会

構成員
サービス事業所・相談支援事業所
こども家庭センター
こども育成G・学校経営G
基幹相談支援センター
介護障がいG

医療的ケア児
ワーキンググループ
（医療的ケア検討会）

構成員
相談支援事業所
こども家庭センター
こども育成G
基幹相談支援センター
介護障がいG

防 災 部 会

構成員
サービス事業所・相談支援事業所
障がい者団体・障がい者家族等
民生委員・社会福祉協議会
基幹相談支援センター
防災防犯G・介護障がいG

地域生活支援部会

構成員
サービス事業所・相談支援事業所
障がい者家族・精神科病院
地域活動支援センター
基幹相談支援センター
介護障がいG

※検討課題によって、行政の関係部署等の参加を依頼する

	会議名	構成員及	運営目的	取組内容	開催頻度
部 会	児・家族部会 医療的ケア児WG （医療的ケア検討会）	サービス事業所 相談支援事業所 こども育成G・学校経営G こども家庭センター 基幹相談支援センター 介護障がいG	障がいのある児童と家族に切れ目ない一貫した支援を提供するために各機関との連携構築と強化を図る。 家族が安心して子育てができる体制の整備	・多問題家族支援のしくみ作り ・障がいのある子への育児に必要な親・障がいのある親を持つ子への支援 ・医療的ケアが必要な児童の現状把握・支援体制の構築の検討	年4回 年4～6回
	防災部会	サービス事業所 相談支援事業所 障がい者団体 障がい者家族等 民生委員、社協福祉協議会 基幹相談支援センター 防災防犯G、介護障がいG	有事の時でも、要支援者が安全に過ごせるような体制の整備 個々の障がい者に応じた支援体制整備	・平時の情報周知 ・災害時の情報収集のしくみ ・障がい者の避難生活への備え	年4回
	地域生活支援部会	サービス事業所 相談支援事業所 障がい者家族 精神科病院 地域活動支援センター 基幹相談支援センター 介護障がいG	精神障害者の地域課題を整理し、具体策を検討する。 障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の実情に応じて整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支える体制の構築 障がいと介護といった複合的な問題のある家族支援体制の構築	・精神障害支援の課題分析と必要な支援の検討 ・地域生活支援事業所間のネットワークのしくみ作り ・8050世帯の実態把握（支援が入っていないケース） ・平時からできる緊急時対応の実施	年4回
事務局等	運営会議 事務局会議	介護障がいG 基幹相談支援センター 相談支援事業所	相談支援事業、各部会で明らかになった地域の情報や課題、ニーズを集約し、整理・分析の実施 相談支援事体制整備	・地域課題の検討部会、対応策への流れを検討 ・各部会の協議内容計画、実施、振り返り ・全体会の協議事項の提案 ・事業所及び職員の質の向上に向けた研修実施	月1回
	くらし安心ネット	介護障がいG 基幹相談支援センター 相談支援事業所	障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の实情に応じて整備し、障がい者（児）の生活を地域全体で支える体制の構築	・ケース共有及び検討 ・緊急時プランの作成と緊急時の迅速、確実な相談支援の実施 ・機能ごとの課題整備	月1回
相談支援	相談支援会議	基幹相談支援センター 相談支援事業所	サービス担当者会議等からの課題を共有と協議 相談支援の質の向上	・各部会での検討内容（事例検討含む）を協議 ・利用者ニーズからの地域課題発見 ・困難事例検討	毎週火曜日
事業所	事業所連絡会 （児・者）	サービス事業所 相談支援事業所・基幹 介護障がいG	事業所間の連携	・事業所間情報共有	

<児・家族部会の取り組み>

【第1回】 令和8年6月1日（水）13:30～15:00

1. 部会長の選任について

部会長 たかはま障がい者支援センター 阿部氏

2. 議事

1・自立支援協議会について、今年度自立支援協議会 児・家族部会へ再編の経緯について事務局より説明を行った。

2・今年度の取組内容について

部署間の連携強化のための相互理解を目的とし、相談支援事業所、こども家庭センター、こども育成グループ、学校経営グループ、介護障がいグループの業務内容や役割について確認した。

3・開催頻度及び内容について以下のとおり決定した。

回	開催月（予定）	内 容
第2回	8月下旬から9月上旬	・事例検討を通して、各部署でできる対応を出し合い連携の状況を把握する。
第3回	11月	・第2回の事例検討を振り返り、情報共有の在り方、情報の取り方の検討 ・関係機関にとって必要な情報の確認
第4回	令和9年1月下旬から2月上旬	・今年度の振り返り ・次年度にむけた課題抽出

<防災部会の取り組み>

【第 1 回】 令和 8 年 6 月 1 1 日（木）13:30～15:10

1. 部会長選任

部会長 授産所高浜安立 石本氏

2. 今年度の目標

市内の障がいがある方やその家族に、地域の防災訓練に参加してもらえるよう促したい。

3. 今後の進め方及び次回の会議内容について

- ・防災訓練に当事者が参加することで、車椅子なら避難所に入れるがバギーや医療的ケアが必要な方かどうか、などを実際に経験できるし、地域の方にも知ってもらえるので、防災訓練に参加してもらいたい。
- ・防災訓練のようすを撮影し、SNS に投稿することで、訓練に行くことができない当事者にも避難所がどんなところかなどを発信したい。
- ・研修を行い、参加者の意識が高まったところで実際に地域の防災訓練に参加してみることを促すのはどうか。

4. 次回以降の会議日程について

次回 8 月 2 8 日(金) 1 3 時 3 0 分～

<地域生活支援部会の取り組み>

【第 1 回】 令和 8 年 6 月 10 日（水）10:30～12:00

1. 部会長の選任について

部会長 あおみ J センター 水野氏

2. 今年度の自立支援協議会再編経緯、内容について

令和 8 年度高浜市障がい者施策に関する会議体系資料に基づき事務局より説明。

- ・地域生活支援拠点の登録制を昨年度後半から始め、現在 1 か所の事業所が登録された。
それ以外の事業所については、登録の動きを待っている。
- ・緊急時、地域生活支援拠点の登録している障がいをお持ちの方々へスムーズに情報共有し、どのような方法で平時から備えるかを検討できるとよい。
- ・また、部会長より碧南市の動きについて情報提供があった。

3・議事

精神障がい者の現状把握、支援時の対応の観点からの主な意見は以下のとおり。

この部会での精神障がい者とは、「他の施策で対応できない狭義の精神障がいを主な対象にする」という確認がされた。

〈それぞれの立場での困り事や思うことについての意見〉

- ・連絡がとれない。急にとれなくなり対応ができない。
- ・親がどこまで支えられるか？本人だけになった時に通えるか？連絡が取れるか？等、心配である。
- ・精神疾患を患うと生活が変わるが、適応しきれないケースがある。そこにどのように接していくか。
- ・医療につながり服薬すると落ち着く方もいるが、それだけでは改善しない人老いる。発達や知的、性格の偏り、アダルトチルドレンみたいな人は医療を受けていても改善が難しい。
- ・精神の方のスペシャリストがいない。事前の情報をとり受け入れないと難しい。飲酒が絡むと大変。
- ・長く付き合うと新しい困りごとが出てくる。

〈支援時の対応〉

- ・支援者側のメンタルヘルスが課題。
- ・従事者が定着しない。燃え尽き症候群、支援者が感情的にならず対応できるかも一つのポイント。
- ・家族懇談会は一筋縄ではいなくて支援者がイメージしている対応だけでは難しい方がいる。べてるの家（北海道）は精神障害の方の支援を長年行っており、他とは違うアプローチを行い、ヒントを発信している。
- ・本人家族が困っており支えないといけないが、支援を拒否される場合があり、線引きが難しい。

〈委員からの意見のまとめ〉

- ・ べてるの家の支援方法
- ・ 支援者の支援の入り方、対応、線引きの方法
- ・ 支援者側のメンタルヘルス
- ・ 信頼関係の構築の仕方
- ・ 事業所から医療機関との連携方法
- ・ 支援する側の精神障がいに対する理解

〈次回の検討内容〉

- ・ 出された意見を整理し、2回目以降の検討内容を提案。
- ・ 刈谷病院の委員が欠席のため、内容を伝え、意見を伺い次回の検討内容の参考とする。

<障害福祉サービス事業所連絡会の取り組み>

【第 1 回】 令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

1. 開催頻度について

- ・ 明確な頻度の設定は至らず。次回は 1 0 月頃に実施予定。

2. 連絡会で取扱いたい内容及び各事業所が感じている事について

- ・ スタッフ間の悩み相談の機会の確保やモチベーション維持のため、現場スタッフ同士の交流会ができるとうい。
- ・ ヘルパー活動は時間が限られており、外の課題と自宅の課題の差異が把握しきれず、能力のアセスメントがとりきれないため、支援の仕方について知りたい。
- ・ 事例検討など地域課題について検討する場を設けてもいいのではないか。
- ・ 各事業所で行っている研修で外部から参加可能であれば、共有してほしい

3. 今年度の研修について

- ・ 精神障がいの方への対応や医療的・専門的知識を得られる勉強会を実施してほしい

4. その他

（1）チョイソコ意見交換会について

実施する。日時を決めてもらい、市内事業所の参加を募る。

（2）えん joy ネットの登録について

各事業所で登録を進め、日程調整や議題の意見だし等で活用していけるとよい。

<障がい児事業所連絡会の取り組み>

【第 1 回】 令和 8 年 5 月 13 日（木）10：00～12：00

1. 連絡会の運営体制について

連絡会の代表：ひえだきつず 石川氏、ファシリテーター：にじいろ 坂口氏、書記：ぺこぽこ 神谷氏

2. 今年度の取組みについて

以下の内容について確認した。

（1）目的

高浜市のこどもたちの環境が良くなるために、事業所としてできることを考える。

（2）運営方法

えん joy ネットを活用し意見を出し合い、連絡会は意見をまとめる場とし、効果的・効率的に運営する。連絡会で次回の内容を決める。

（3）取組内容

検討の事項の事業所だけでは解決できない事柄を自立支援協議会や市に課題として提案する。

他市が取り組んでいる事柄で、高浜市にないものを精査し検討する。

事業所に必要な制度・政策への理解を高める。

人材育成のための研修の開催 等

（4）開催頻度及び内容

回	開催月	内 容
第 2 回	6 月 1 2 日	・事業所紹介冊子の作成について
	7 月 2 日	・事業所説明会の開催（いきいきホール）
第 3 回	9 月	・防災について
第 4 回	1 0 月	・集団指導内容の要約
第 5 回	1 2 月	・未定（えん joy ネットで意見を出し合う）
第 6 回	1 月	・事業所での困り事 他関係機関とつながれる仕組みづくり
第 7 回	3 月	・来年度について

1・事業所紹介冊子の作成について

市内事業所をまとめた冊子があると役立つため、事業所紹介を紙媒体で作成する。

内容：事業所紹介、事業所の位置がわかるマップ、サービスの利用方法、Q & A 等

2・事業所説明会

昨年度、障がい者支援センター高浜安立がお話交流会の一環として開催した事業所説明会について、連絡会主催で開催する。

3・防災について

防災について、内容について事業所にアンケートで希望等を確認し、市の防災防犯Gに高浜市の現状や地域の連携等について連絡会で話をしてもらう。

4・集団指導内容の要約

集団指導だけでは解説できないこともあるため、解説をしてほしい。

こどもの性的虐待に関する事柄など県からの指示で整備を求められている点等、新しい制度について勉強したい

5・事業所での困り事 他関係機関とつながれる仕組みづくり

事業所を利用している子で、事業所利用時以外の課題が多いことがある。タイムリーに対応が求められる時、こども家庭センター、学校経営Gに動いてもらいたいときにどこに相談したらよいか。その連携先を仕組みとして作っていきたい。

6・研修会について

開催したい研修会について確認した。

【第2回】 令和8年6月12日（金） 10:00～12:00

1. 冊子案の確認と修正について

冊子案について確認し修正した。チャレンジサポートたかはまにて100部印刷することとした。

2. 事業所説明会当日の運営について

当日の流れ、説明方法、会場設営等について確認した。

3. その他

1・10月開催の集団指導内容の要約について

各事業所が運営上疑問に感じていることを持ち寄り、共有・確認する形で実施する方向とした。

2・9月開催の防災について

開催日は9月9日とする。7月10日に防災防犯Gと惣谷氏で打ち合わせを行う。

当日の構成は、第1部 防災防犯G、第2部 惣谷氏の内容とする方向で調整する。

3・12月の連絡会について

7月2日の事業所説明会について、PDCAの視点を踏まえ、良かった点、改善点、次年度に向けた課題を整理する。

安全計画に関する確認の時間を設ける。

【事業所説明会】 令和8年7月2日 10:00～12:00

参加者 30名

＜医療的ケア児ワーキンググループの取り組み＞

【第１回】 令和８年５月２８日（火）１０：００～１２：００

１．現状についての意見交換

把握状況

- ・相談支援事業所、介護障がいグループ、健康推進グループの把握状況等について意見交換を行った。

該当者への現状の対応

- ・把握後の対応について確認した。

２．今後検討が必要な内容の意見だし

主な意見については以下のとおり

- ・保健所がどの程度把握していて、保健師の地区担当が情報をもらっているのか
- ・中途障がいの人がどれだけ潜在的にいるのか。その情報をどう得られるか
- ・情報を把握するための方法・仕組みがうまくできるとよい。
- ・就園、就学時に医療的ケア児コーディネーターが連携したほうがよい。ケアが必要な段階で将来どうしたいかについて保護者と話しながら、伴走「できる人がいるとよい。

＜今後検討が必要な事項のまとめ＞

- ・保健所の情報の把握 ・保健師、相談員の連携 ・中途障がいの人の把握 ・災害時の備え
- ・医療的ケアの範囲 ・介入のタイミング

３．今後のスケジュールについて

以下のとおり進めることとなった。

回	内 容
第２回	・事例を通して、「過去の対応でもっとできたことがあるか」、「現状の支援で他にかかわれることはないか」、「就学などこの先を考えたときにどこがどう関われるとよいか」等を時系列で整理する。 ・どのタイミングで医療的ケア児等コーディネーターが配置されているとよいかの検討
第３回	・医療的ケア児等コーディネーター配置までのフローの検討
第４回	・医療的ケア児等コーディネーターが機能するための他機関との連携について検討
第５回	・高浜市としての医療的ケア児等コーディネーターの配置から伴走の動き方についてフロー図の作成

【第２回】 令和８年６月２５日 １０：００～１２：００

１・事例検討

相談員より事例提供を行い、検討した。

主な意見は以下のとおり

（１）過去の対応でもっとできたことはあるか

- ・事例検討表で黒塗りのところは保健師からの情報で相談に入っていない。今回の事例検討のために得た情報が多く、医療とサービスの整理をしてわかった点。一緒に動く又は経過の共有が早い段階からあるとよい。
- ・福祉サービスを利用するにあたり、どういう情報があればよいかという視点も関係者で共有できているとよかった。
- ・相談員だと医学用語の理解が難しいため、保健師との連携が必要。
- ・就園に関する情報提供が十分にできていたか不明。

（２）現状の支援で他に関われることはあるか

- ・病院のカンファレンスでは、病院側が相談員を求めないことがあるが、相談員もカンファレンスに同席してもらうとつなががうまくいくのではないか。
- ・どんな時でも、家族は先の見通しが欲しい。医療だけでなく、リハビリ、体の発達など。この事例の場合は、外国籍のため、日本での就学に関する流れを見通せるような情報が必要。

（３）就学などこの先を考えたときにどの機関がどう関われているといいか

- ・本事例の場合、気管切開が取れたら地域の学校という選択肢もあるか。学校側にも親への情報提供を含めて早めに知ってもらえるとよい。

（４）医療的ケア児等コーディネーターの配置が必要なタイミングについて

- ・確認しようとする情報に医療情報がない。相談員には医療用語が負荷となるため、わかる人が伴奏してくれるとよい。
- ・早い段階で医療的ケア児等コーディネーターがいるとよい。

２．第１回で出た検討事項について

- ・保健所と保健師の連携状況について⇒保健師が確認
- ・中途障がいの人把握⇒どこで確認がよいか、フロー図ができてからのイレギュラーケースとして考える。
- ・災害時の備え⇒保健所は人工呼吸器の子を対象に災害時の計画を立てているのではと思われるが、各機関の連携がとりきれてないため共有されていない。
- ・医療的ケア児の範囲⇒どこまでかは難しい。他部署を含め確認とする。

３・次回について

- ・当初予定していた第３回と第４回の内容を入れ替え、実施する。こども育成 G と学校経営 G に参加してもらう

高浜市障がい者福祉計画（第6次）骨子案

1 計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人の自立および社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

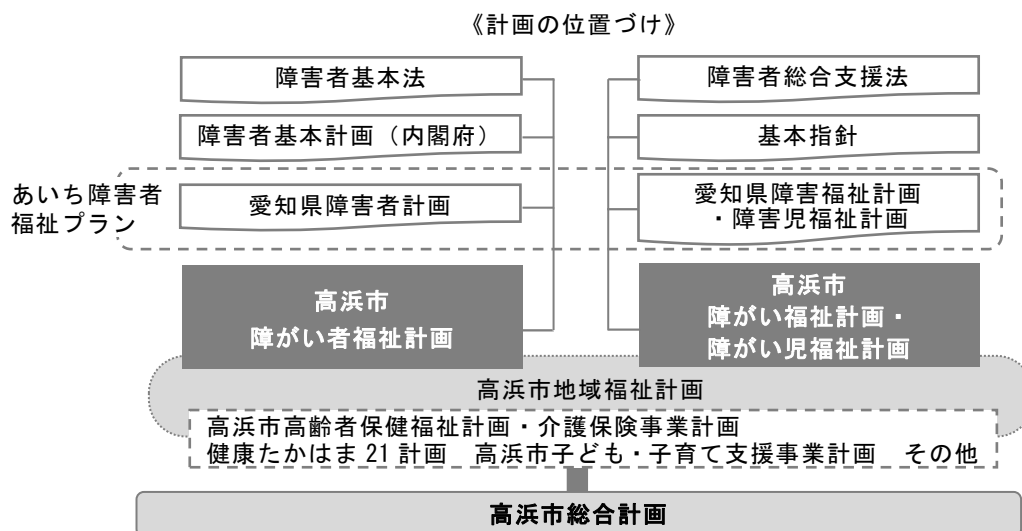
令和2（2020）年度に策定した「高浜市障がい者福祉計画（第5次）」（以下「第5次計画」といいます。）の取組を検証するとともに、高浜市障がい者福祉に関するアンケート結果、障がいのある人を取り巻く状況の変化や社会動向等を踏まえ、新たな「高浜市障がい者計画（第6次）」（以下「第6次計画」といいます。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」および愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とし、「高浜市総合計画」の障がい者福祉の分野の目標を具体化するための計画として位置づけられます。

また、「高浜市地域福祉計画」をはじめ「高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康たかはま21計画」等関連計画との整合性を図り策定します。

なお、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度における必要な障害福祉サービスおよび障害児通所支援・相談支援の見込量やその確保策は「高浜市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」において見込みます。



3 計画の対象

(1) 対象となる人

本計画が対象とする障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）および難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

(2) 対象地域

本計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）とも連携をしながら推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和9（2027）年度から令和14（2032）年度の6年間です。ただし、国の動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

《計画の期間》

区 分		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12年 (2030) 度	令和13年 (2031) 度	令和14年 (2032) 度	令和15 (2033) 年度～
国	内閣府	障害者基本計画(第5次) (令和5年度～)				障害者基本計画(第6次)					
	厚生労働省	第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 基本指針			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画 基本指針			第9期障害福祉計画・ 第5期障害児福祉計画 基本指針			
愛知県		あいち障害者福祉プラン 第4期障害者計画			あいち障害者福祉プラン 第5期障害者計画						
		第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			第9期障害福祉計画・ 第5期障害児福祉計画			
高浜市		障がい者福祉計画(第5次) (令和3年度～)			障がい者福祉計画(第6次)						
		第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画			第9期障がい福祉計画・ 第5期障がい児福祉計画			

5 障がい者施策の動向

国は、令和5（2023）年3月に、令和5（2023）年度から令和9（2027年）までの5か年を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。

この計画は、障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、偏見や差別の払拭、“障がい”は個人の心身の機能だけではなく、社会や環境のあり方・仕組みが作り出しているという「障がいの社会モデル」の考え方等の理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、各分野の取組を進めていくことが示されています。また、令和10（2028）年以降の次期計画には、「障害者に対する差別や偏見のない共生社会に向けた行動計画」の策定や手話施策推進法など新たな動向に対応した取組が盛り込まれる予定です。

第6次計画は、こうした動向に対応しながら策定を進めていきます。

《障がい者施策をめぐる近年の動向》

令和元 (2019) 年	○障害者雇用促進法の改正（障害者活躍推進計画） ○読書バリアフリー法の制定
令和2 (2020) 年	◇新型コロナウイルス感染症パンデミック宣言 ○バリアフリー法の改正 ○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3 (2021) 年	○障害者差別解消法の改正（事業者による合理的配慮の提供の義務化） ◇東京パラリンピック競技大会の開催
令和4 (2022) 年	○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定 ◇国連による「障害者権利条約」実施状況に関する初の締約国審査
令和5 (2023) 年	○共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定 ◇旧優生保護法による強制不妊手術を違憲とした最高裁判決 ◇障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」の試行的開設
令和6 (2024) 年	○障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画の策定 ○改正障害者差別解消法の施行（事業者による合理的配慮の提供の義務化）
令和7 (2025) 年	○手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）の制定 ○高次脳機能障害者支援法の制定

6 基本理念

障害者基本法では、第1条において「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的として掲げています。

第5次計画では、この障害者基本法の考え方にに基づき、地域共生社会の実現に向け、“障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり”を基本理念として掲げ、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉を支援することを基本方針として各種施策を推進してきました。

第6次計画では、第5次計画の基本理念をさらに発展させ、「共に生き、つながる力で創ろう、自分らしく安心して暮らせるまち たかはま」(仮)を基本理念としたいと考えます。

障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、障がい者施策のさらなる充実を図っていきます。

**共に生き、つながる力で創ろう、
自分らしく安心して暮らせるまち たかはま
(仮)**

7 基本方針

本計画は、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉を支援するという方針で、第5次計画に引き続き、次の3つの柱に基づきの策定・推進します。

(1) 障がいのある人が活躍できる地域共生社会の実現と地域における安全・安心の確保

＜地域＞

- 就労や様々な活動などを通じて障がいのある人の活躍の場が広がっています。障がいのある人が、地域社会の担い手として役立ち感や生きがいを感じながら、その有する能力を発揮できる真の共生社会の実現を目指します。
- 障がいの有無に関わらず、市民の誰もが、地域の中で、就労、文化、スポーツ、レクリエーションなどさまざまな活動に参加しやすい環境を整えるとともに、地域住民同士の交流を通じ、その活動が地域の活性化につながるよう、地域住民、当事者・保護者、事業者、行政等によるネットワークの強化を図ります。
- 障がいは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のもと、障がいに対する理解の促進、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- 障がいの有無に関わらず、生活における安全・安心の確保は、第一に取り組まなければならない重要な課題です。地震をはじめさまざまな災害、犯罪、消費者トラブル等に対して市民と行政の協働による安全確保に努め、すべての市民が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(2) 生涯を通じた切れ目のない支援の充実＜障がいのある人本人＞

- 障がいの有無に関わらず、すべての市民がいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、地域資源を最大限活用するとともに、「いきいき広場」を中心に多様なマンパワーのネットワークを強化し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の深化を目指します。
- 障がいのある人一人ひとりが望む「幸福な人生」を歩むことができるよう、その成長や状態の変化に対応して適切な支援が受けられるよう、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活と各ライフステージを通して一貫した切れ目のない支援を目指します。また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）や高次脳機能障害者支援法の制定を受け、障が

い種別によらないサービス提供を推進するなど生活支援を充実します。

- 働く意欲のある障がいのある人が、就労を通じて生きがいをもち、自立した生活を送り、まちづくりに寄与できるよう、働き続けられる環境を整備していきます。また、人手不足などの課題を抱える異分野との連携により雇用の創出を進めるとともに、在宅でできるテレワークを促進し、生産性の向上を図ることで、障がいのある人の生活向上を目指します。

(3) 本人を取り巻く体制支援の充実＜支援者＞

- 障がいのある人が地域においていきいきと暮らしていけるよう、本人の最善の利益を第一に考えることを前提に、直接的な支援者である家族等の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の生活全般に関わるさまざまな地域資源が、それぞれの強みを活かして障がいのある人に関する課題を効率的かつ効果的に解決できるよう、各種関係機関・団体のネットワークの強化を図ります。
- 障がいのある人への福祉サービス等の質が低下することのないよう、福祉サービス事業者、大学、行政等の連携のもと、研修の充実を図るなど介護福祉人材の育成と確保に努めます。また、多様化・複雑化するニーズに対応するため、ICTやAI/IoTの利活用についても協働で進めます。

8 施策の体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
共に生き、つながる力で創ろう、自分らしく安心して暮らせるまち たかはま(仮)	■障がいのある人が活躍できる地域共生社会の実現と地域における安全・安心の確保 ＜地域＞	○就労や様々な活動等を通じた地域活性化の推進 ○地域における交流機会の充実 ○障がい理解促進と差別解消の推進 ○災害・緊急事態時の安全と安心の確保
	■生涯を通じた切れ目のない支援の充実 ＜障がいのある人本人＞	○たかはま版地域包括システムの充実・強化 ○障がい種別に関わりなくライフステージに対応した支援の充実 ○地域共生社会の実現に向けた就労支援の充実
	■本人を取り巻く体制支援の充実 ＜支援者＞	○家族介助・支援者の負担軽減 ○関係機関・団体等のネットワークの強化 ○人材確保と業務負担軽減に向けた取組の充実